

(2) 青少年教育施設の整備充実

① 県立自然少年の家の整備充実

青少年教育の充実を図るため、少年自然の家の施設・設備の整備充実とその効果的な利用の促進に努める。また第三少年自然の家(仮称)の設置を推進する。

三 豊かな人間性と創造性をはぐくむ学校教育の推進

(1) 教育内容・方法の改善充実

① 教育課程の改善充実

ア、幼稚園においては、幼児の発達段階・生活経験に即した教育課程の編成とその完全実施を図るため、各種研修会の開催、指導資料の作成配布等により、教育課程の改善充実を図る。

イ、小・中学校においては、地域や学校の実態及び発達段階を踏まえた指導内容、方法等について研究を推進するとともに、各種研修会の開催、研究学校の指定、指導資料の作成配布等により、教育課程の改善充実を図る。

ウ、高等学校においては、地域や生徒の実態に即した特色ある学校づくりが行われるよう各種研修会の開催、研究学校の指定等

により、指導力の向上と弾力的な教育課程の編成のための研究を推進し、教育課程の改善充実を図る。

② 道徳教育・特別活動の充実

ア、教育活動全般を通じて、道徳性のかん養、道徳的な規範力・実践力の育成を図るため、実践講座の開催、指導資料の作成配布等により、道徳教育の充実を図る。

イ、児童生徒の個性の伸長を図るとともに、集団の一員として自覚及び自己実現の能力を養うため、実践講座の開催等により、特別活動の充実を図る。

③ 国際理解教育の拡充

新しい国際化の時代に生きる人材の育成を図るため、研究学校の指定、指導資料の作成配布等により、地域や学校の実態に即した国際理解のための教育課程の編成に努める。また、高等学校・中学校において、語学指導等に当たる外国青年を招致し、国際理解教育の拡充に努める。

④ 情報処理教育の充実

情報化社会に適切に対処し、児童生徒の発達段階に応じた情報処理教育を行うため、「学校におけるコンピュータ等の教育的利用の基本計画」を策成し、情報処理教育研修の充実を図る。また、高等学校では、研究学校の指定等に

(3) 教職員の確保と資質の向上

① 教職員定数の確保と適正配置の推進

ア、幼稚園における教職員組織の充実を図るため、園長の専任化を促進するとともに、本務教員の確保に努めるよう市町村の指導に当たる。

イ、小・中学校及び高等学校における教職員組織の充実を図るため教職員定数の確保に努めるとともに、男女別、年齢別構成等を考慮した適正な教職員配置に努める。

② 教職員研修の充実

教職員の資質の向上を図るため、教職員現職教育計画に基づき、社会の変化、時代の進展に対応した各種研修会を開催し、教育愛・使命感に裏付けられた、更には指導技術、専門性が発揮し得る教育活動が行われるよう研修の改善充実を図るとともに、研修の効果的推進に努める。

③ 指導体制の充実

各学校及び地域の実態を的確に把握し、適切な指導助言ができるよう指導主事及び学校教育指導委員の指導力の向上を図り、指導体制の充実を図る。

④ 教職員の福利厚生充実

教職員の福利厚生充実を図るため、教職員の健康診断・健康指導に努める。

より実践的研究を推進し、専門的な情報処理教育の充実を図るとともに、全学科において地域や学校及び生徒の進路等の実態に応じて情報処理についての基礎的知識・技能の習得が出来るよう指導に努める。

⑤ へき地における教育諸条件の整備充実

小規模中学校における免許外教科担任の計画的な解消を図るとともに、各種研修会の開催等により、へき地における教育諸条件の整備充実を図る。

(2) 生徒指導の充実

① 生徒指導体制に充実

児童生徒の実態に即した生徒指導により、いじめ等の問題行動及び非行の防止の徹底を図るため各小・中・高等学校と地域との連携強化、各種研修会の開催研究学校の指定、指導資料の作成配布等により、生徒指導体制の充実を図る。

また、管内教育相談事業などの教育相談体制の充実を図り、生徒指導体制の充実を図る。

② 家庭、地域社会、関係機関との連携強化

生徒指導の充実を図るため、生徒指導についての家庭啓発パンフレットの作成配布等により、学校と家庭、地域社会、関係機関との連携強化に努める。